

第 1 4 回

食料・農業・農村政策審議会

第 3 3 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

合同会議

農林水産省大臣官房企画評価課

第 1 4 回

食料・農業・農村政策審議会

第 3 3 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会合同会議

日時：平成18年8月10日(木)

会場：農林水産省7階講堂

時間：15:00～17:08

議 事 次 第

1.開 会

2.会長互選

3.農林水産大臣挨拶

4.議事

(1)食料・農業・農村基本計画の具体化のための施策の実施状況

(2)WTO交渉について

5.閉 会

午後 3時00分 開会

大臣官房長 それでは、ただいまから、第14回食料・農業・農村政策審議会、あわせて第33回食料・農業・農村政策審議会企画部会合同会議を開催させていただきたいと思っております。

私は、大臣官房長を仰せつかっております井出でございます。先日、これまで3年半にわたりまして、本審議会の会長を務められました八木委員が辞任されましたので、会長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。

本日は、食料・農業・農村政策審議会と企画部会の合同会議ということで、お手元に配付してございます委員名簿のとおり、本審議会と企画部会の委員にご案内をいたしておりますが、本日は、大木委員、山崎委員、神田委員、佐々木委員の4名の方が所用によりご欠席となっております。

また、本日の議題でございますが、報告事項が2件ございまして、1点目は、食料・農業・農村基本計画の具体化のための施策の実施状況、2点目は、「WTO交渉について」の報告でございます。この2点の報告の後、意見交換を予定しております。

この議題に関連しましては、企画部会で熱心にご審議をいただき、昨年3月に策定しました基本計画の具体化につきまして、本年6月に「担い手経営安定新法」をはじめとする農政改革関係3法が成立し、7月には実施に移すに当たり必要な事業規模等を決定するなど、一定の区切りがついたところでございます。したがって、基本計画の実施状況等について報告した上で、ご意見を賜りたく、本審議会と企画部会の合同会議とさせていただいたところでございます。

なお、本日の会議は、17時ころまでを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、冒頭申し上げましたように、本審議会の会長を選出していただく必要がございます。食料・農業・農村審議会令第5条第1項の規定により、当審議会の会長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、会長の互選について、何かご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

中村委員。

中村委員 私は、食料問題をはじめといたしまして、農業・農村について非常に幅広いご見識をお持ちの上、現在、施策部会長をお務めになっております上原委員に会長をお願いしたらいかがかということでご提案をさせていただきたいと思っております。

大臣官房長 ありがとうございます。

ただいま、中村委員から、上原委員に会長をお願いしてはどうかとのご提案がございましたが、皆さんいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

大臣官房長 それでは、ご異論がないようでございますので、皆様の互選により、上原委員が会長に選出されました。

それでは、上原委員、会長席にお移り願います。

(上原委員、会長席に着席)

大臣官房長 それでは、ここで上原会長からごあいさつをいただきたいと思います。

なお、これからは、上原会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

上原会長 このたび会長に選ばれました上原でございます。本審議会は、これからの新しい農政を考えていく上で、農林水産省だけではなくて、恐らく我が国にとっても重要な審議の場となっていくと思います。それで、私としては、皆様方の活発なご意見を取り上げて、できる限り農政に反映させていくよう努力したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から議事を進めさせていただきます。

ここで、農林水産大臣にごあいさつをいただく予定でしたけれども、中川大臣は公務の都合で出席できませんでしたので、小林事務次官からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

事務次官 事務次官の小林でございます。

中川農林水産大臣のごあいさつを代読させていただきます。

食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

食料・農業・農村基本計画の主要課題である品目横断的経営安定対策につきましては、本年6月に「農政改革関係3法」が成立いたしました。また、先月には、概算要求に先立ち、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全向上対策の各対策を実施に移すに当たり必要な単価、事業規模、運用等を決定したところです。

これにより、これらの対策を平成19年産から導入するための準備は整ったということで

ありますが、これらの対策は、いずれも従来の対策を大きく変えるものであることから、対策の内容を現場まできめ細かく周知し、円滑に実行段階に移すよう万全を期してまいりたいと考えております。

また、WTOドーハ・ラウンドについては、これまで各国が合意を形成すべく最大限の努力を行ってきましたが、立場の乖離が縮まらず、今回交渉の中断が決まったことは、極めて残念な結果であると考えております。

我が国としては、交渉の早期再開のために全力を尽くし、交渉を再び軌道に乗せ、ラウンドの早期妥結を達成する決意でございます。

本日は、食料・農業・農村基本計画の策定以降、工程管理に従って推進してきた施策の内容とWTO交渉の状況についてご報告することにしております。

委員の皆様には、幅広い観点から、活発にご議論いただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

以上、中川農林水産大臣のごあいさつでございました。

私ども、8月1日に人事異動がございました。前の石原事務次官の後を受けまして、私が新しく事務次官になりました小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、官房長はじめ各局長も交代がございましたので、今日それぞれ所管する事項について説明を行います。またよろしく願い申し上げます。

それから、今回、八木前会長が退任されたわけでございますけれども、この3年半、食料・農業・農村基本計画の見直し等に非常にご尽力いただきました。改めて御礼申し上げます。

また、上原新会長におかれましては、いよいよ基本計画の推進・実行段階でございますので、引き続き、農政改革の着実な実施にご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、委員の皆様方にも引き続きよろしくご指導お願いしたいと思います。

以上であります。

上原会長 どうもありがとうございました。

ここで、テレビカメラ等の撮影はご遠慮願いたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日の合同会議は、一般公募によりまして、約50名の方々から傍聴の申し出がありました。その方々が今日参加されております。

また、資料、議事録等については、すべて公開することになっております。

議事の進め方としましては、本日は素材として事務局で2つの資料を用意させていただいております。まず、これらをご説明いただき、それから皆様方のご質疑やご議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず、資料1、食料・農業・農村基本計画の具体化のための施策の実施状況について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

企画評価課長 企画評価課長の今井でございます。

それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

基本計画の具体化の施策の実施状況について、この資料に基づき、まず私の方から全体像を説明させていただき、その後、各担当局からそれぞれの事項についてご説明させていただきたいと思います。

1ページ目をごらんいただきたいと思います。

これは、昨年3月に閣議決定いたしました新たな食料・農業・農村基本計画のポイントをまとめたものでございます。

まず第1点目は、新たな食料自給率目標の設定でございます。食料・農業・農村基本法において、自給率目標を設定することとされており、目標値は、そこに書いてありますように、将来的にはカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年に前回基本計画の目標水準と同じカロリーベースで45%を目標としております。今回の基本計画では、生産額ベースの目標値も設定することとしており、それを76%を目標としております。

また、自給率向上のための取り組みに関連いたしまして、生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化するということと、また、幅広い関係者で構成される協議会で行動計画を策定しまして、役割分担を明確にした上で計画的な取り組みを推進することとしております。

2点目は、品目横断的な経営政策の導入でございます。これは、平成11年の基本法制定時からの懸案事項でありましたが、担い手の経営全体に着目した品目横断的な経営安定対策の平成19年産からの導入に向けて、計画的に具体化していくこととしております。

3点目は、環境・資源を重視した施策の導入でございます。これは、2つの支援施策からなっております。まず1つ目は、農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で保全管理していくための支援施策であり、もう一つは、環境への負荷の大幅な低減を図る取り組みに対する支援施策です。この対策も、品目横断的な経営政策とセットの形で新たに導入するこ

ととしており、ともに平成19年度から導入することとしております。

4点目は、食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実でございます。国民の健康の保護を最優先とした施策を展開することとして、括弧の中にありますように、科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化の推進、トレーサビリティ・システムの導入の促進といったことを重点課題として設定したところでございます。

5点目は、「攻めの農政」の展開でございます。これまでとかく守りに回りがちであった政策の姿勢を改めて、生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取り組みを後押しするということとしております。例えば、括弧の中にありますように、農産物の海外への輸出につきましては、5年で倍増という目標を掲げて取り組むということですか、バイオマスなどの地域資源の積極的な活用など、地域に芽生えているいろいろな新しい動きを積極的に受けとめた施策を展開するといったことが基本計画のポイントになっております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

もう一つ、この基本計画の特色は、工程管理という考え方を重視していることでございます。

そこで、農林水産省では、基本計画の策定と同時に、それぞれの施策の推進の手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を基本計画と同時に作成・公表しており、これに沿って施策の具体化を推進しているところでございます。

先ほど説明いたしましたポイントに沿って、何点かご説明いたしますと、一番左側にあります食料自給率について申し上げますと、まず平成17年の春に幅広い関係者で構成する食料自給率向上協議会を設立、平成17年度の行動計画を決定しました。その年度末に行動計画の実行状況を検証した上で、本年春にまた平成18年度の行動計画を決定するという形で進めているということでございます。

その右側ですけれども、これは先ほど説明いたしました品目横断的な経営安定対策、それと、その表裏一体となります米政策の改革の対策と、先ほど説明いたしました資源・環境対策、この3つの対策につきましては、相互に関連することもありますので、昨年の秋の段階で、制度の基本的な枠組みや要件を経営所得安定対策等大綱という形で決定したところです。それを踏まえた上で、さきの国会に農政改革関連3法を国会に提出し成立いたしました。それを受けた上で、平成19年の概算要求に先立ち、7月に3つの対策の事業規模、支援単価等を経営所得安定対策等実施要綱を、決定したところであり、来年春からの制度の導入に向けた準備を進めております。

その次、右から2番目の「食の安全・食育」ですけれども、リスク管理の標準手順書の作成や、GAPの策定・普及といったリスク管理の着実な実施を進めているほか、食事バランスガイドの策定や、食育推進基本計画の策定といったことを計画どおり進めております。

一番右の輸出の促進につきましては、昨年春に輸出促進全国協議会を立ち上げまして、直ちに平成17年度の輸出倍増の行動計画を決定し、また、今年春には、平成18年度の輸出倍増行動計画を決定しております。以上が、全体の工程管理の実施状況でございます。

その次のページに、今申し上げましたうちの食料自給率の向上に向けた行動計画の概要が載せてございます。若干字が細かくて恐縮ですけれども、昨年春に、平成17年度の行動計画、今年春に平成18年度の行動計画をつくっているわけですけれども、概要といたしましては、一番左側にありますように、自給率の向上に関しましては、食料消費面、農業生産面、それぞれ重点課題を基本計画の中で設定しておりまして、それぞれの課題に応じた平成17年度の実績、その評価と課題を踏まえて平成18年度の行動計画をつくっているというのが全体の流れであり、詳細につきましては後ほどご確認をいただければと思います。

その次の4ページが、経営所得安定対策大綱の関係でございます。先ほどご説明しましたように、昨年10月に品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策と農地・水・環境保全向上対策の3対策について、事業の概要等を決定いたしました。これを受けまして、今年7月には、それぞれの事業規模、単価を決定しており、お手元に参考1として「経営所得安定対策等実施要綱」をお配りしてありますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上が、全体像の説明でございます。私からは以上でございます。

経営局長 8月1日付で経営局長を拝命いたしました高橋でございます。私の方からは、5ページ以降の品目横断的経営安定対策についてご説明をさせていただきます。座らせて説明させていただきます。

今、企画評価課長からご説明ございましたけれども、昨年秋の経営所得安定対策等大綱、そして、さきの国会におけます法律改正、そして、7月の実施要綱としてとりまとめたいわゆる農政改革の中心をなしますのが品目横断的経営安定対策でございます。

5ページにございますように、この対策は、日本の農業構造改革を加速する、それとあわせてWTOなど国際規律にもきちんと対応し得るという観点から、新たに設けた対策で

ございます。

これまでの政策との最大の違いは、まず1つ目は、これまで全農家を一律に対象とした施策から、今後の日本農業を支えていく、農業を中心として所得をきちんと確保できるような一定の規模要件を備えた担い手に対して施策を集中かつ重点化をしていくということでもあります。

それから、もう1つは、これまでの施策は、例えば米なら米、麦、あるいは大豆というような形で、それぞれの作物ごとに施策を講じてきたわけではありますが、実際の農業経営を見てまいりますと、米をつくって、裏で麦をつくっているとか、あるいは畑作の場合には、輪作で行っておりますことから、品目を個別に見るのではなくて、品目横断的な経営全体を見る対策に変えていこうということで、この新しい施策を講じたわけでございます。

5ページにございますように、規模要件については、個別の農業者の場合には、認定農家ということで、都府県は4ヘクタール、北海道は10ヘクタール、あるいは集落営農の場合は20ヘクタールというような一定の規模要件を持った農家にこの施策を集中化するというところでございます。したがって、こういう形での施策は、これまで農政の中で一律で行ってきたものの最大の転換ということで、戦後最大の農政の転換と言えるのではないかとこのように思っております。

なお、この具体的な内容については、実は、昨年の大綱段階で既に対象者でございますとか、全体の施策は決まっております。

あと、これを法制化いたしまして、さきの国会で成立いただいたわけでございますけれども、具体的な施策の中身については、6ページにございますように2つございます。

1つは、農業の生産性の格差、これは海外との格差が存在しているものについて、一定の生産コストの差に着目し、格差の助成を交付金という形で農家に直接支払う政策であります。それから、もう一つは、価格が変動する中で、この価格変動が経営に与える影響を緩和するための収入減少緩和対策、この大きな2つの柱でこの施策は構成されておるところでございます。

これにつきましては、これまでもいろいろと企画部会での議論、あるいは本審議会でも内容についてはご説明させていただきましたので、詳細については省略させていただきたいと思っております。

以上について、平成19年度から実施に移させていただくわけでございますけれども、これの必要な詳細措置について、7月段階で予算の枠組み等も含めて決めたわけでもあります。

けれども、このような制度的枠組みとあわせまして、いかに現在の構造を担い手にシフトしていくのか。実際生産段階で、今、農業を行っている方々がいかに担い手の方に踏み切るのかということをお考えすると、単に施策の受け皿だというだけでは問題で、可能ではございませんので、これにインセンティブを与えていくということで、担い手の育成、確保対策については、来年度以降抜本的な対策を強化していこうということで、現在予算要求をお考えておりますのが7ページでございます。

これにつきましては、これまでの政策の考え方を基本的に変えるような形で、必要な施策の重点化ということを進めてまいりたいと。制度資金の充実・強化でございますとか、あるいは補助事業の考え方についても、基本的な考え方を改める、いかに担い手にシフトしていくのかということをお前提に、現在予算の検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、来年4月から制度は施行しますけれども、一部秋まきの小麦というのは、今年の秋から営農が始まるわけでございます。そのために必要な準備、加入手続というのは、この9月から始まります。したがって、この9月の加入手続の開始に向けまして、現在鋭意末端に対しての普及説明、それから準備、そういうことを進めておりまして、今日お配りさせていただいている参考資料の中にも雪だるまの表紙がございます「品目横断的経営安定対策のポイント」、あるいは「早わかり品目横断的経営安定対策」という形で、実際の生産現場における情勢、あるいは団体の指導者、そして、現実に生産を行っている農家に向けて、鋭意この制度の普及、こういうものを再度馬力をかけているところでございます。また、いろいろと先生の皆様方にもご指導のほどよろしく願いたいと思っております。

私の方からは以上で終わらせていただきます。

総合食料局長 それでは続きまして、総合食料局長の岡島でございます。

資料1の8ページから、米政策改革推進対策ということで、ただいま経営局長の方から説明させていただきました品目横断的経営安定対策と表裏一体の関係にあります米につきまして、これまで平成16年度から平成18年度まで3カ年間、政策を講じてきたわけです。それが8ページ左側下にあります産地づくり対策でありますとか、稲作所得基盤確保対策でありますとか、担い手経営安定対策でありますとか、あるいは豊作による過剰米をどうするかという集荷円滑化対策ということがございました。施策の方向といたしましては、平成19年度から担い手に集中していく、担い手の育成、そのための施策の集中という、施策の方向は一本の柱でとおっておるわけでございますが、一方で米の場合は、潜在生産力

と需要量との間に大幅なギャップがあるということでございまして、生産調整をどのように推進していくか。その際には、担い手の方、あるいは担い手にならない非担い手の方、いずれも生産調整に参加していくことが重要であろうということでございまして、その部分につきまして、産地づくり対策に見直し後という部分がございまして、米価下落対策の基本的な仕組みということで、稲作構造改革促進交付金というものを組み込みまして、非担い手の方にも生産調整に参加していただくメリットを濃くするという形のものを措置したところでございます。

全体の制度設計といたしましては、その次の9ページでございまして、米政策改革全体といたしましては、9ページの上の方にございまして、需給調整をどうするのか。それとともに生産構造をどのようにして担い手を育成していくか。そのための助成体系をどうするかということでございまして、平成16年産から平成18年産まで、これまで3カ年やってきたもの、需給調整につきましては、まず平成16年産以前の改革以前というところに、国による一律的な生産調整というのがございます。それが、平成16年産から平成18年産、本年産までは、販売実績を基礎とし、つくる数量を配分する。この配分を行政が行ってまいりました。行政が配分する方式へ転換したのが本年産まででございます。それを第2ステージ、来年産からは、農業者・農業者団体が主体に需給調整を行うシステムに移行していくと、こういうことを考えております。

生産構造については、改革以前、地域の担い手像が不明確であったものを、本年産まで平成16年産から平成18年産まで、できるだけ担い手を明確化していくということで、来年産以降さらにそれを担い手育成・確保運動と連携しながら、地域水田農業ビジョンの高度化などによって、水田農業の構造改革を促進していこうということでございます。

助成体系については、先ほど申したとおりの変更を加えたところでございます。

そうしたところで、9ページ下の方にありますけれども、平成19年度以降の支援措置をこういうふうに措置していこうということでございます。

それから、需給調整システムにつきましては、さらにその次のページ、10ページでございまして、より具体的に平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行すると。その際に、行政からは、マーケットからの情報、具体的にどれくらい植えているのだとか、そういったことについてはきちっと情報提供していくということでありまして、さらに地域におきましては、左下にありますけれども、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施するにいたしましても、いわゆる第三者機能的組織、地域協

議会ですけれども、そこには行政も入った上で、地域全体としてどうしていくかというのを考えていただくというようなことで、まさに売れる米をつくっていただくようなシステムに移行していこうということでございます。

以上が、米政策改革に関する説明でございますけれども、ちょっとお時間をいただきまして、食料自給率につきまして、平成17年度の食料自給率がまとまりましたので、お手元に参考2という縦長の資料がございます。これでご説明させていただきたいと思っております。

食料自給率自体は、私ども平成27年度にカロリーベース45%を目指しているところでございます。本日ここで参考2でお配りさせていただいておりますのは、平成17年度の食料需給表、これがまとまりました。食料需給がまとまりますと、カロリーベース、金額ベースの食料自給率もはじき出されるということでございます。

表紙を見ていただきますと、ポイントというところ、でございます。

食料自給率につきまして、カロリーベースで40%、これは8年連続で横ばいでございます。詳しくは、消費データを計算いたしますと、平成16年度に比べて若干上がっております。一方で生産額ベースでは前年度と横ばいの69%ということになっております。

内容についてですけれども、特徴的なことは、消費面につきましては、そこにありますように、米について、前年度に比べると微減でございます。これまでかなり大幅というか、減少してきたのに比べますと、若干下げどまってきたという印象を持っております。

それから、鶏肉につきましては、平成16年度は鳥インフルエンザ発生の影響などで減少して、それがまたもとへ戻ってきたという、平成17年度は回復しております。

それから、牛乳・乳製品につきましては、飲料需要等を中心に減少したということでございます。

それから、生産につきましては、特に平成16年度台風の影響等で大豆の生産が落ちました。それがまた回復してきた中、同様な傾向が果実なり野菜なりにも見られるということでございます。

PFCバランスについては、そこにありますように、平成16年度に比べますと脂質の割合が0.3ポイント増加して、糖分の方が0.3ポイント減少してある。たんぱく質は対前年度比同というような形でまとまったところでございます。

以上、簡単ですけれども、ご報告とさせていただきます。

農村振興局長 農村振興局長の山田でございます。

もとの資料に戻っていただきまして、資料1の11ページをごらんいただきたいと思いません。

農地・水・環境保全向上対策でございます。

これは、先ほど説明がありました品目横断的経営安定対策と車の両輪と言われております品目横断的経営安定対策が産業政策として担い手に施策を集中していくということですが、一方、この農地・水・環境保全向上対策は、地域に対する政策として、地域にございます農業用水ですとか、あるいは農地ですとか、環境を保全していくという活動でございます。これにつきましても、平成19年度から本格的実施をするということで、予算の規模としては300億円程度を想定しております。

この事業につきましては、平成18年度、本年度ですけれども、モデル事業を実施しております。全国で現在568の地区で取り組み中でございます。

このモデル事業の状況をご説明をしますと、1地区当たりの平均の規模が57ヘクタールぐらいの地域で活動しておりまして、集団単位で実施しているのが約6割ぐらい、それから、そのほかとしまして、一定の事業を実施した事業地区でやっている者が15%ぐらい、また水系単位でやっている者が15%ぐらいあるということです。

それから、平均的な活動組織の規模ですけれども、大体平均で言いますと120人ぐらいが構成員になっているのですが、農家の方の割合が半分よりちょっと多い55%ぐらいの方となっております。それから、非農家の方が半分弱の45%ぐらいということになっておりますし、関係団体も農業団体と非農業団体の方がたくさん加入していただいているということで、私ども、この施策につきましては、農業の関係者のみならず、非農家の方、あるいは都市の住民の方にも参画していただいて、地域の水や道路などを守っていく活動を目指しておりまして、モデル事業については、まさにそういった成果があらわれているというふうに理解をしております。

平成19年度からの実施につきましては、その11ページの真ん中に図がございます。これはかねてよりご説明をしているところですが、内容としては、緑色の部分ですが、共同活動への支援ということで、農地・水・農村環境の保全を目指すものということでございます。左側に、10アール当たりの単価とか、記載してございます。これにつきましては、昨年から、この単価が決まっていたわけですが、特にモデル事業を実施する中で、できるだけ地方の裁量を増やした取り組みにしてほしいという要望がございました。その一つとして、この単価につきましても、自主的に地方の裁量で2分の1まで下げることがで

きるような措置も講じようということにしております。

それから、黄色の部分、営農活動への支援、これは、そこに書いてありますが、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減するというような活動でございまして、右側の方に10アール当たりの単価も記載をしております。

こうすることで平成19年度に向けて本格実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

消費・安全局長 8月1日付で消費・安全局長を拝命した町田でございます。よろしくお願いたします。

資料は12ページでございます。

消費・安全局では、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという考え方に立ちまして、食の安全と消費者の信頼を確保するための施策を実施しているところでございます。

まず、食品安全の確保でございますが、これにつきましては、リスク管理に当たりまして標準的な作業手順書というのを作成いたしまして、この手順書に基づいてリスク管理を推進しているところでございます。

また、農場から食卓までの安全性を確保するというところで、統一的な枠組みのもとで有害化学物質の実態調査を行いますとともに、安全な農作物の生産の実践活動をするということで、食品安全GAPなどの普及に努めているところでございます。また、農薬、飼料などの生産資材の適正使用・管理の推進を図っているところでございます。

その下の家畜防疫体制の推進でございますが、家畜伝染病の発生予防、まん延の防止措置、また、動物の輸出入検疫措置の強化を図っているところでございます。

右にまいりまして、2つ目の柱でございます消費者の信頼確保でございます。

これにつきましては、表示関係につきましては、監視・指導の充実やさまざまな生産情報等にかかわりますJAS規格、食品表示の充実といったことで、表示の適正化充実を図っているところでございます。

トレーサビリティ・システムにつきましては、牛肉につきましては、法律に基づきまして、またそれ以外の食品全般につきましては、食品事業者等の自主的な導入を支援するという形で取り組んでいるところでございます。

一番下のリスクコミュニケーションの推進でございますが、これは、意見交換会の開催、あるいは食品安全にかかります情報をわかりやすく、できるだけわかるように提供すると

いうことに努めているところでございます。

1ページめくっていただきまして、13ページが、食育の推進でございます。

食育、最近の食生活をめぐる状況を現状、課題を整理いたしておりますが、こういったもとで昨年食育基本法、また、今年の3月には食育推進基本計画を策定されたところでございます。関係府省が今連携して取り組んでいるところでございますが、農林水産省といたしましては、食の生産・流通・消費の一連の流れを担当するという立場から、農林漁業者、あるいは食品関連事業者など、さまざまなネットワークを活用をいたしまして、それぞれ現場における食育の取り組みの推進を図っております。

基本計画における主な目標ということで、そこに3つ掲げさせていただいております。

1日に何をどれだけ食べたらよいかといったことを示しました食事バランスガイド、これ昨年6月に策定いたしました。こういったものを参考に食生活を送っている国民の割合を増やすとか、学校給食におけます地場農産物の使用割合を増やすとか、あるいは教育ファーム、こういったものの取り組みを増やしていくといったことが目標として掲げられております。

この目標を達成するという下に取り組みにありますように、食事バランスガイドを外食、スーパーマーケット、そういった店舗で具体的に活用するような、そういったモデル事業の実施といったことを通じまして、日本型食生活の実践の促進をする。あるいは学校給食におきまして、地場農産物の活用などを通じました地産地消の推進、都市と農山漁村との共生・対流、あるいは先ほど申しました教育ファームといったようなことを通じての農林漁業の体験活動の促進、こういったことに取り組んでいるところでございまして、積極的に展開していきたいと考えております。

以上であります。

生産局長 生産局長の西川でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

私の方からは、14ページ、地産地消の推進状況について、少しお話をしたいと思っております。

地産地消につきましては、昨年の食料・農業・農村基本計画において、国の施策として初めて位置づけられたのではないかと考えておりますけれども、農産物の直売所などを中心といたしまして、地域レベルでもかなりの盛り上がりが見られております。私どもといたしましても地産地消推進検討会などを開きまして、この推進を図っているところでございます。

現在どういうふうになっているかということを少しご説明したいと思いますが、表の冒頭に書いていますように、地産地消というのは、生産者にとっては消費者ニーズを直接把握したり、分量を非常に正確に期待することができる。また消費者にとりましては、新鮮で、安心感のある農産物が購入できたり、また生産者とのコミュニケーションができるという、そういったメリットがあると考えられます。

あと、地産地消というのは、生産から消費までの距離をできるだけ短くしようという考えもあるわけですが、同時にそこに生産者と消費者とのコミュニケーションが生じるケースが多いということで、こういった顔が見える、顔が見えて話ができるといった関係、これが一番大事だろうと思うし、これを推進することが必要だろうと考えているところでございます。

現状でございますけれども、表の左側でございますけれども、直売所というのを見ますと、全国で、これはちょっと古く、平成14年の調査でございますけれども、大体1万カ所ぐらいあると言われております。そのうち農協なり市町村などが常設しているものが約3,000カ所、1カ所当たりどのくらい売っているのだという、これは平成16年の統計での調査でございますけれども、大体地場農産物で1カ所当たり5,000万円ぐらい売っていることでございます。

また、加工というところで見ますと、農協等が設置しております農産加工施設というのは1,686カ所ございまして、大体仕入額の8割ぐらいですね。大体1億円ぐらいあるようでございますけれども、地元、地場農産物になっています。

あと、学校給食の関係から見ますと、約8割の小中学校で学校給食に地場農産物を使用しております、7割が地場農産物の利用を今後も増やしたいというような意向を持っておるといことでございます。

こうした現状等を踏まえまして、平成17年度におきましては、全国の1,800市町村のうちの3分の1の600地区で、地産地消についての計画を策定するということを目標にしたわけでございますけれども、目標に対しまして、少し多い618地区でこういった地産地消の計画が策定をされております。

私どもとしては、これをさらに拡大したいということで、1,800市町村の半分の地区で平成19年度末までに何とか計画を策定していただくこと为目标に、今、こういった取り組みの推進をしているところであります。

先ほども少しございましたけれども、学校給食における地場農産物の使用割合について

は、平成16年度には品目ベースで21%になっておりますけれども、これは平成22年度までに30%にすることを目標としているということで、これは食育推進基本計画の中で位置づけられた目標と平仄を合わせるということでございます。

地産地消につきましては、私どもとしては、地域のいろいろな計画が、画一的にならないようお願いをして、できるだけ自由度を持たせてやっていきたいと思っておりますし、また、各省連携ということで、国交省とも連携し、文科省とも連携するといったふうに行っているところでございます。

あと、補助事業としても、こういった整備をしやすいということで、これは知事採択になるわけでございますけれども、直売所でやるとか、参画をする場合の整備について支援をしているということでございます。

あとは、今年は、もう少し地産地消について科学的にプッシュできないかといったことで、これの効果を幅広く測定していくべきとか、シンポジウムを開くとか、あるいは地産地消もうまくいっているところというのは人がやっぱりいるわけでございまして、そういう人材育成であるとか、あるいは頑張っているところを表彰すると、そういったことをしているところでございますし、平成17年度では、大臣表彰もしたといったことがございました。その事例等を見ますと、地域で、創意工夫のもとに、本当に頑張っていたという感を強く受けているところでございます。

今後とも、地産地消につきましては、大変幅広い意義があるというふうに考えておりますので、関係省庁、あるいは地域にとってみれば農業分野だけではなくて、観光であるとか商工であるとか教育、そういった人たちも含めて、各分野での対象をつくる中で進めていきたいということでありまして、それらに向けての長期的な部分も検討しているということでございます。

私の方からは以上でございます。

総括審議官 総括審議会の内藤でございます。よろしく申し上げます。

では、資料の方は15ページからということでございます。

攻めの農政の展開は、冒頭の説明にもありましたように、新たな基本計画の柱の一つでございます。

我が国は、生産条件を見ますと、諸外国に比べて不利な面があるわけでございますが、他方、購買力の高い消費者が多く、すぐ身近に存在する。あるいは、こういった消費者、

非常に目の肥えた消費者は、品質、鮮度、味覚等について厳しい目を持っております。そういう消費者に対して、品質の高い農産物の提供してきたという高度な技術、ノウハウを持っております。こういった我が国の農業、食品産業の強みを生かしていこうということでございます。

そこに3つ、 、 と掲げてございます。1つ目が、我が国の高品質で安全な農産物の輸出の促進でございます。2つ目が、農村に豊富に存在するバイオマスの利活用の推進であります。3つ目は、農林水産物、食品の知的財産権を積極的・戦略的に活用していくということです。この3つの柱で説明したいと思います。

まず最初の、輸出促進でございます。

この背景にはアジア諸国の所得水準の向上でございます。高価なものを買えるマーケットが広がってきております。現地の百貨店では、かなり高額な日本の農産物も贈答品として売れている。こういう実情がございます。

また、世界的な日本食ブームというものも広がってきております。

こういったことを背景に、平成16年に2,954億円の輸出額を5年後の平成21年までには6,000億円まで倍増しようという目標を立ててございます。

左側に表がございますけれども、平成17年は関係者の努力により、3,310億円と伸びてございます。具体的には右側の表のとおり、りんごなどの品目が伸びております。右側に、「おいしい」というマークがございます。こういった輸出促進のための統一的なロゴもつくりましてPRを図っております。

平成18年度におきまして、これを取引に、商売に結びつけていくということから海外で展示商談会を開く、あるいは常設店舗を通じて販路の充実拡大を図っていく。あるいは、個別品目の輸出拡大プロジェクトを支援していく。あとは検疫、知的財産面でそれぞれの制度的運用面での諸外国での問題がございます。そういったものを乗り越えていくような、そういう輸出環境づくりを官民一体となって総合的に進めていきたいと思っております。

2番目、16ページでございますが、国産バイオ燃料の利用促進でございます。

左下にございますように、本年の3月に新たなバイオマス・ニッポン総合戦略というのが閣議決定されました。そこにおきましては、国産バイオ燃料の利用促進というのがうたわれているわけでございます。しかしながら、現状を見ますと、全国6カ所に小規模な実証試験の段階にとどまっております。これを実用化に向けた道筋をつけていくということが課題としてあるわけでございます。平成19年度新規要求100億円程度ということが書

いてございますけれども、生産過程の副産物、あるいは規格外農産物等を活用して、できるだけ安価な原材料を使ってバイオ燃料をつくっていく。こういうことをモデル的に整備をし、その実証を行っていくという事業を平成19年度から行いたいと考えてございます。

17ページ目でございますが、知的財産権の保護・活用でございます。

一番下にございますように、我が国の農林水産物・食品は非常に高品質でございます。これを一つの貴重な知的財産としてとらえまして、それを創造、保護、活用というサイクルを使いまして、この知的財産権の活用、拡幅を図っていこうとしております。そういうことによって、国際競争力も強化し、収益性も向上していくということになるわけでございます。

目標を一番上に掲げてございます。その具体化のために本年2月には本省に知的財産戦略本部を設置し、6月には当面对応すべき重点項目についてとりまとめを行いました。現在、関係各局庁が一体となり、その具体化に取り組んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。

上原会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料2につきまして、WTO交渉につきまして、これも事務局からご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

総括審議官（国際） 総括審議官の佐藤でございます。国際を担当しております。

お手元の資料2ということで、WTO交渉についてということで資料を用意してございます。

1枚表紙をめくっていただきますと、WTO農業交渉の3分野ということで、市場アクセス、国内支持、輸出競争ということで書いてございます。

ウルグアイ・ラウンドのときは、先進国主導であったことから途上国は、その交渉の中で果実をなかなか得られなかったという思いが強くありまして、今回の交渉は、ドーハ開発ラウンドということで、途上国の開発をつけていこうという大きな枠組みの中での交渉というような位置づけになっています。

それで、農業の関係につきましては、この分野、市場アクセスにつきましてはいわゆる関税の削減等ございますけれども、貿易機会拡大の議論、それから国内支持につきましては、貿易をゆがめる国内補助金等の削減の議論、それから、貿易をゆがめる輸出補助金の撤廃等の議論ということで、大きく分けて3つの分野があるわけでございます。それで、2001年にドーハ・ラウンドが開始され、11月にございましたけれども、その後いろいろ

曲折を経ながら、ここに枠組み合意というところから書いてございますけれども、平成16年7月、2004年でありますけれども、各国共通ルールを決める前提となるわけで大枠を決定するというところでございました。

そして、さらには、昨年12月に、香港閣僚会議ということで、構造的要素のうち意見の収れんをした部分、あるいはそのスケジュールについて盛り込みました閣僚宣言を採択されたところでございました。

その後、4月までということやっておったわけでございますけれども、なかなか交渉が煮詰まらない。さらに7月までにまとめるということで、6月末の閣僚会議、それからサミットからの指示を受けまして、7月の下旬にG6という、後でまたご説明いたしますけれども、主な交渉国の閣僚が集まりました会議で集中的な議論が行われましたけれども、その溝が埋まらず、合意に至らずということで、現在のところ協議交渉は中断をしている状況でございます。

この後しなければいけないこともかなり多くございまして、モダリティ、これは各国共通のルールということでございまして、これを確立して、さらに譲許表と言いますけれども、ある品目についてはこれだけ関税を下げていく、あるいは、関税割当の量を増やすといったような、そういった案をそれぞれの国がつくりまして、それぞれ交渉し合うというような譲許表交渉、それが済みまして最後の最終合意になるというプロセスが今後必要なのでございます。

1枚めくっていただきますと、最近の数カ月の構図ということで、簡単に整理してございますけれども、大まかに言いますと、米国が国内の農業の支持、それから日本とかEUが農業の市場アクセス、それから、ブラジル、インドをはじめとする途上国が非農産品、NAMAと呼ばれておりますけれども、非農産品やあるいはサービスの市場アクセスにつきまして防ぐ方で回っておりまして、またその反対の事柄につきまして、相互に相手方を攻撃するというような三角、あるいは三つどもえのような状態にございまして、これがなかなか思うようにいかなかったわけでございます。

その下の でございますけれども最上位階層、これは今、階層構築ということで、関税を4つの現在の関税率を高い低いに分けまして、高い部分ほどたくさん切り込むという考え方で、そこまでは枠組みが出ておりますけれども、そういう一番高いところのたくさん切り込む関税率、削減率です。それとよく話題になりますけれども、上限関税を設定したいという輸出国側のグループでございまして、上限関税の問題。それから重要品目と言わ

れます、いわゆるセンシティブリティとか、重要性が高い品目についての扱い、あるいは数。

それから、途上国が大変関心を持っております途上国用の特別品目ということで、比率が少し緩くなる品目で、S Pと呼ばれていますけれども、こういうものが相互に関連しているわけでございます。また、上限関税につきましてはG 10、我が国とはじめとするスイス、ノルウェー、韓国と入っておりますけれども、そうした国とそれ以外の国との対立。それから、重要品目につきましては、その数におきまして、米国、ブラジル等の輸出国が1%しかだめだというふうな、大変厳しく言っているところでございまして、そういう対立があったわけでございます。

それで、その下のところに、最近の動きを若干整理してございますけれども、6月末の閣僚会合、G 8 サミットの要請を受けた7月23日、24日にございましたけれども、G 6 の閣僚会合において、農業の市場アクセス、あるいは国内支持、非農産品の野心の水準、あるいはバランス等々につきまして、集中的な議論を行ったわけでございます。23日の議論などは、13時間ほど、昼食、夕食もビジネスランチ、ビジネスディナーということで、ぶっ通しの議論を行いまして、それぞれ閣僚が議論を行ったわけでございますけれども、いろいろ理由はあったと思いますけれども、米国が農業の大幅な市場開放を要求する一方で、自らの農業補助金削減で柔軟性を示さなかったことから、各国の意見の隔たりが縮まりませんで合意に至らなかったということでございまして、現在交渉が一時中断、サスペンドという言葉が出されておりましたけれども、そういう状況になっております。

それで、その後の動きでございしますが、紙に書いていなくて恐縮でございますけれども、我が国におきましても、交渉を再び軌道に乗せる、合意を達成するプロセスを進めていくということに貢献するということで、8月1日に総理がコメントを出してございまして、その内容をかいつまんでご紹介いたします。

6項目からなっておりますけれども、今回の交渉の中断が決まったことは極めて残念な結果である。全WTO加盟国にとっても、望ましくない結果であって、特に途上国にとって痛手となっている。したがって、我が国としては、交渉の早期再開のために全力を尽くす。交渉を再び開きまして、ラウンド早期妥結を達成する決意であると。さらに、今回の中断にかかわりなく、香港閣僚会議の際に日本が提唱した開発イニシアチブということで、途上国の輸出につながるような産品の生産、流通、販売等のお助けをすることでありませぬけれども、そういった取り組みは着実に実行していく。あるいは、WTOに関するEPAにつきまして、2国間の協定でございませぬけれども、車の両輪をなすものなので、着実に

進めていく。さらに、農政については、攻めの農政の視点に立って国際戦略の構築と国内農業の体質強化に向けた取り組みをスピード感を持って推進していくという総理のコメントを8月1日に出しておるところでございます。

それから、その前後でございますけれども、それぞれ各国も取り決めをしております、7月29日に、例えば米国のシュワブUSTR代表がブラジルに行きまして、ブラジルのアモリン外相と会談をするとか、その後、今後の予定でありますけれども、8月末のころにASEAN経済大臣会合がありますとか、あるいは9月上旬にG20ということで途上国の大きな国の関係の閣僚会議が開かれるとか、あるいは、9月末のころ、ケアンズで、ケアンズ・グループというオーストラリア等の輸出国を中心とするグループの閣僚会議があるとか、国際会議いろいろございますので、そういう場面でいろいろな議論が行われていくようになるかというふうに思っております。

それから、1枚めくっていただきますと、こちらは、参考ということでございますが、我が国の基本的な考え方ということで簡単に整理をしております。

多様な農業の共存ということを大きく意識していこうという考え方でございますけれども、国内農業の構造改革の推進、それから輸出国と輸入国のバランスをとれた貿易の確立、さらには途上国の開発への貢献というようなことを柱として、守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻めるという考え方で交渉に当たっているところでございます。

参考2、次のページでございますけれども、ここにさっきG10とか、G20とか出てまいりましたけれども、それぞれのグループの、ちょっと簡単に整理し過ぎている点はあるかと思っておりますけれども、我が国の入っていますG10、食料輸入国グループということで、農業の多面的機能を重視するということでもあります。

それから、EU、米国、それからケアンズ・グループも出てまいりましたけれども、豪州を中心としたグループ、それから最近大きな問題を示してきておりますG20、有力途上国グループということで、ブラジルとかインドが中心の国になっておりますけれども、そういうグループ。それから、途上国グループではG33とかG90とかなっております。WTO加盟国149カ国ございますけれども、この表を見ていただきますとわかりますように、開発途上国の数が大変多くなってきておりまして、交渉をうまく進めて円滑にしていけるかにも途上国の立場をよく理解した上で交渉を進めていくことが大変重要になっているところでございます。

大変大ざっぱでございますけれども、私の説明を終わらせていただきます。今後とも情報収集に当たりながらしっかりとした交渉をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

上原会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から2つの報告がございました。これを踏まえまして、皆さん方からご意見あるいはご質問等をお願いしたいと思っております。

ご発言なさる方は挙手をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、駒谷委員。

駒谷委員 それでは、3つほどご質問をさせていただきたいと思っております。

この新しい農業政策に向けての構造改革を進めていく上で、一つは金融面についてですが、農業者というのは、資金も不足しているということから、農林漁業金融公庫というのがございまして、そこで我々に資金を供給していただいておりますけれども、今後、担い手に集中した政策になるわけで、それに対して公庫の役割というのは非常に大きくなるかと思っておりますが、その公庫の事務は末端の農協に委託していて、公庫は直接やってないのです。事務委託を委託費を払ってしているということになっているのですけれども、末端の農協では、事務委託費以外に数パーセントの手数料的なものを農家から徴収しているところも多々あるように思います。この辺をはっきりしていただきたいと思いますということが一つでございます。

それから、もう一つは、私も農協にいたことがございますけれども、農家においては、農産物を輸送するためのダンボールというのは非常に大きな経費の中のウエートを占めています。そういうことで、ダンボールの価格を下げるために、いろいろとダンボールメーカーと打ち合わせをしました。僕が交渉したときは、100円のが47円までになるというようなことがございましたけれども、実際に取り組みをし出すと原紙メーカーがその原材料を供給してくれないということで、2回ばかり交渉しましたがけれども、どちらもだめになったということがございます。この辺についてもどういうふうになっているのかお調べいただきたいと思います

3つ目としては、環境保全向上対策について、新しい事業の中に書いてありますけれども、今、50%以上化学薬品や化学肥料や農薬を下げると、ガイドラインに基づいた特別農産物になります。特別農産物は、使用した農薬などの表示をしなければならないということで、一般の作物は表示をしなくてもいい、片方は表示をしなければならないということ

になると、農業政策をきちっとわかっていらっしゃる消費者であれば、半分以下にしているということがわかるのですけれども、そうでなければ、農薬をこれだけ使いました、化学肥料をこれだけ使いましたと、実際は半分以下ですけれども、表示をしてあることに消費者が何か抵抗を感じる結果になり、むしろ特別栽培の生産者が減っていく、あるいはやめていくというような状況にあります。その辺も十分お考えをいただきたいと。

この3点です。

上原会長 どうもありがとうございました。

これは、これから議論する大きな課題だと思いますが、今の段階で事務局の方から何かコメントがありましたらお願いします。

経営局長。

経営長 今、まさに委員からご質問がありました中のコスト削減は、今後の農政の重要な課題でありますので、これはまた全体としてお答えする機会があると思います。

そのうちもう一つの個別の公庫資金の業務委託で農家から手数料が徴収をされているのではないかとということですが、公庫の資金は当然、低利の融資を農業者等に提供することですから、必要な業務委託を行う場合に、これは公庫が受託金融機関に対して、一定の手数料は払いますが、それに上乗せして農業者からとるとということになると、そもそも公庫資金の基本的な性格を損ねることになります。したがって、従来から公庫が受託する金融機関、これはJAでも市中銀行でも全部そうですけれども、委託契約を結んでおります。その中で、手数料については、例えば登記の費用ですとか、そういったものはまた別途あるわけです。訴訟費用もです。それを除けば、当然農業者から徴収してはならないのです。これはもう公庫資金を業務委託したときから、これは徹底していると思っております。

したがって、内容について精査いたしますけれども、少なくとも金融手数料という形で徴収しているということではないのではないかと思います。ただ、一方において、最近一部のJA等について、公正取引委員会が公正取引の懸念を発出している事例が幾つか見られております。優越的地位を利用して、例えば融資と資材供給について条件を付けるといった話もあります。全部が全部独禁法違反ということではないのですけれども、そういった意味で、懸念されておりますので、やはりそういう指摘が生じるような事態というものについては、JA自体、あるいは一般金融機関全部ではありますけれども、この辺はきちんと留意させないと、これはもう不公正取引そのものになりかねないと思っております。

詳細についてはもう少し調べさせていただきたいと思いますが、少なくとも公庫の手数料体系のもとではあり得ないと思います。

上原会長 それでは、生産局長。

生産局長 ダンボールの話とかについては個別の問題ですから、ちょっと難しい面があります。一方、流通経費をどう下げるかというところで、そういう資材経費をどう下げるかというのは、私たちとしても問題意識を持って、例えば大量容器的なものを導入しようといったこともいろいろ検討はしているわけです。

ここは個別のメーカー同士の交渉のお話になったわけですから、もしそういう事態が起こったときには、むしろ起こった時点でいろんな情報をいただいて、個別にどういうことができるかということをやるとしかないのであると思います。

それと、もう一つ、環境保全型農業のところで、化学農薬なり化学肥料を50%以下に低減したときに、かえってそれが評価が下がるといったお話をお聞きしましたが、ここはやはり全体として、そういう努力をした者を市場が評価するようになることは極めて大事だろうと思います。実際、今の世の中もだんだんそういうふうになってきていまして、例えば、花の市場で、これは環境に配慮したつくり方をしたといったときには値段が変わってくるか、そういうことも起こっています。現在においても環境保全型農業によって作られた産物の評価は高いという実態もあるわけですが、今後ともそういうものについて皆さんに評価されるように、我々もこれから流通サイドに対しても意を用いていきたいというふう思います。

上原会長 どうもありがとうございました。

それでは、横川委員お願いします。

横川専門委員 質問ということではなくて、お願いを含めて申し上げます。

全体的に、生産者と消費者に重点を置くというように実施状況の中で説明がされていますけれども、消費者に対する重点が少し欠けていると思います。生産中心であって、どうしても消費者の方に具体的に案が出てないということについて、もう少し踏み込んでいただかないといけないのではないかというのが一つ。

それから、2つ目には、安全局長がお代りになったことでお願いをしておきたいのは、科学的原則に基づいた食品安全行政の推進についてです。これは、新聞やテレビに左右されたり、あるいは行政の体質の中で起こっていることも含めて、いろいろ問題があるのかと思いますので、やはり、科学的に行政を推進するならばきちんと一つの基準を持ってい

ただきたい。例えば、遺伝子の問題もそうですし、放射線も今さら何で放射線かという意見もある。ただ、意見があるということで、いいか悪いかは僕にはわかりません。では、なぜいいのか、なぜ悪いのかという議論を、行政がきちんと基準を持った中でやっていただかないといけない。例えば、ホルモン剤が癌になるという議論があっても、ホルモン剤については過去に認可をしたから、取り消しすることはよほど何か問題がない限り取り消しにならない。あるいは抗生物質が相当量使われていますが、これについても、いい、悪いについての議論がされていません。例えば、魚の養殖には年間200トンぐらい抗生物質が使われているそうですが、これが人体に入ったときに影響があるのか、ないのかを含めて、やはり何かきちんとした基準が出てこなくてはならないと思います。

他にも、米のカドミウムも0.4ppmに決まったと思いますが、その根拠や背景についてのわかりやすい説明が必要だと思います。残留農薬、土壌改良剤についても、もう一度、国がきちんとした基準をつくっていただく必要があると思います。あえて、僕は戻りたくありませんが、アメリカ産牛肉も、どうも科学的根拠ではない形の中で議論されて、今日まで伸びてきたことになったのではないかということを含めて、この辺はきちんと基準をつくって消費者に伝えていかないといけない、あるいは伝える義務が国にはあるのではないかと思います。

そういうことを含めて3つ目、どうも日本の流通は、販売を含めて、見てくれ流通システムになっている。したがって、ミネラルとかビタミンなんかなくても、形があれば値段がつく。例えば、今のハウレン草の鉄分は、一番多いときと比べて、2分の1しかないとされます。昔はハウレン草を食べることで、女の人が鉄分の不足を補った時代がある。食育をやるときに、中身がないかあるかということが議論になってくるとすれば、もう一度、栄養という問題を含めた農産物づくりを見直さなければならないと思います。

そして、土づくりということになれば、大体地面下30センチぐらいしか耕していないわけですから、深く掘り返し天地替えをして、土の中にあるミネラルを地表に持ってきて、野菜をつくることも可能ではないのか。そういったことを一体国はどうしていくのか、土づくりをどうしていくのかという議論があると思います。と同時に、有機農産物の規格も、何年かたった中で、現実的ではない問題が幾つかあり、それについても、もう一度見直していく必要があるのではないかと思います。

最後に、今のテレビや新聞に怒られてしまいますけれども、どうも全部ゲームになってきている。注目されることはいろいろ取り上げますけれども、正しいことがあまり流れな

いと僕個人が感じてしまうのです。だとするならば、報道官の方が、正しい情報をきちんと国民に流していくということをしないと、正しい情報なのか、あるいはそうではないのかが、どうも消費者の方が見分けがつかなくなって、誤解を生むことによって、いろいろ中身が変わってしまうという恐れがあります。この辺はお願いですが、正しい情報を、国民にどう伝えていくかはよく考えていただきたいと思います。

以上です。

上原会長 どうもありがとうございました。

大体、横川委員の方向に行政も努力していると、私は見ているのですけれども、コメント等がありましたら、消費安全局からお願いします。

消費・安全局長 まさに消費・安全局ができて3年たったわけですが、国内にBSEが発生したときの行政上の対応を反省して、産業振興とリスク管理をきちっと分けてやっていこう。また、政府全体でも、食品安全委員会はリスク評価を担当、私どもと厚生労働省はリスク管理を担当し、また国民の皆さんとリスクコミュニケーションをしながらという考え方でやっているわけですが、まさに、私ども消費者の視点に立って国民の健康を第一にということやっておりますし、科学的な原則に基づくリスク管理の推進ということですが、この場合の科学的な原則ということになってまいりますと、当然のことながら、国際的な基準というものがあります。法令もたくさんありますし、OIEもありますし、IPPC（国際植物防疫条約）もありますが、そういったことにとってやっていくということですが、ただその際に、国際基準をつくるには私どもやっぱり実態もよく反映していかななくてはいけないのではというふうに思っております。その際には、きちんとしたデータをまずとって議論していかないと、国際的に全く太刀打ちできないということですが、

先ほど例がありましたカドミウム0.4ppmというのも、私どもの方からきちんとしたデータを出して、それを説明して評価をされて、そういった結果になったということで、このデータの蓄積なり、それに基づく管理、それをまたどんな措置がいいかと。非常に時間がかかりますし、地道な作業ですけれども、そういったことは一生懸命進めていきたいというふうに考えています。また具体的な指摘が幾つかあったのですが、そういった問題については、現実的に具体的な話があれば、またそれを受けとめさせて進めさせていただきたいと思います。おっしゃったような方向で精いっぱい努力しているつもりでございます。

上原会長 それでは宮田委員。

宮田委員 私からは、今日ご報告をいただきました内容につきまして意見を言わせていただきたいと思います。

まず、最初の経営所得安定対策の具体化、あるいは新しい米政策に対しての施策についてですけれど、今の日本農業を新しい形に変えていくとなれば、高齢化の問題、国際化の問題に関連した中で、個々の農家からグループ的な集約農業へということの中で、そういったことを裏づける今回の政策については、私としても、形としては非常によかったと思っておりますし、このことがきっかけとなって、やっぱり所有とそれから耕作の分離を行う中で、日本の農業を担い手中心にまとめていくということは、この制度によって促進されることを大きく期待したいと思っております。

そういった中で、これから実施の面ですけれども、とかく新しい制度に変わりますと、決まったときはバラ色の、非常に期待できる政策となるけれども、実際、実施面、運用の面になりますと、非常に申請が複雑であるとか、あるいはまた基準のハードルが高いということで、なかなかとそれに合致しない、受からないという面が今まであるわけでありますので、農家の間でもそういった懸念というものも非常にあるわけでありますので、せっかくいい制度をつくった中で、しかも、大きな農政改革という形を標榜しているわけでありますから、どうか実施面において、ひとつ申請の簡便化と。これは何でもかんでも基準を下げるのではなく、現実的な基準のハードルなどを期待したいと思っております。

それから、もう一つ、今度の米政策が来年から始まりますが、その中での需給調整というのが農業団体の主体的な役割になってきたわけであります。そういった中で、実は、これ農協の影響力の及ぶ範囲内ですとある程度実行性が上がるのでありますけれども、小規模な方とか、また大きなグループがあり、農協がなかなか全部をカバーできない面があり需給調整をどうしていいかということが大きな課題になってきております。もちろん、私どもJAグループとしても、そういったものをより包含した中でやっていく責任というのは十分持っておりますけれども、やりますから、やはりそういった面では行政の支援といえますか、そういったことを考えていただきたいと思います。やはり、新しい政策が実施面でどうなっているかという検証をきちとした中でやっていくということが大事ではないか思いますので、一層またそういった面の国の支援とか、そういったことを強く期待したいと思います。

それから、もう1点ですけれども、WTOの問題でございます。

先ほど説明ありましたように、なかなか合意に至らないで、当面凍結という形になった

わけでありまして、国際交渉であります、いつどういう再開の機運になるかわかりませんが、いずれにしても、今でもG20の基準が交渉の中では基準ということですから、再開されてもそういった面が非常に問題であると考えております。

いずれにしても、今後交渉を再開した場合も、我々にとっては非常に厳しい局面になるのではないかと考えていますし、そういった面では、農水省の今後の情勢の収集なり、いろいろな点でのきっちりしたアプローチを期待したいと考えています。

それから、もう一つは、WTOはこうなりますと、FTA、EPAが主流となると私は見ています。そうなりますと、特に日本は、WTOの交渉が主体であって、EPAなりFTAの交渉がほかの国と遅れているということで、それをハイピッチでやっというこの機運が強くなってくると思いますけれども、これにつきましても、例えば今、一番問題になっております東南アジアの場合は、タイをはじめ、私どもは農協間協力とかいろいろなメニューを提示した中で、そういった面でも、それぞれの国の理解をいただいた中で、大きな問題点がある中で、話がまとまってきたわけでありまして、これから一番の問題は、豪州です。豪州は先進国でございます、今さら農協間協力というメニューなどを出しましても、全然これは相手にしてくれません。

それから、もう一つは、やはり特に豪州の場合は、アメリカ、中国に次いで現在3番目の日本に対する輸入の量です。そしてまた、米をはじめ乳製品、牛肉、砂糖とか小麦とかあるわけでありまして、やはりこれからのEPA交渉については、ぜひ農水省が主管でありますので、国を選んで、十分考えた中で対応を特にお願いします。そうしないと、せっかく前段で経営所得安定対策によって日本の担い手を中心とする農業の形を変えていこうとしておりますが、ある程度の時間というのが定着にかかるわけでありまして、そういった中で、十分そういうのを考えていただかないと、せっかく新しい施策をやって、担い手を定着させるという努力が全く水泡に帰してしまうという懸念もあるものでありますから、今後農水省の対応については、十分そういった面をお考えをいただいて対応していただくように、これは要請であると思っておりますけれども、お願いしたいと思っております。以上であります。

上原会長 まさに農水省の事務局の方々にぜひ頑張っていたいただきたいというエールとして受けとめたいと思っております。

吉川委員。

吉川委員 農水省に頑張るといってお話もあつたのですが、私は、農水省は頑張るべき

でないという立場です。

農業は大変大切な産業だという気持ちを持ってこの場に出席しているのですが、農業も聖域ではないのです。日本という国が、いろいろな意味で世界の中で共存していくということが、これが基本であって、農業だけのことを考えているわけにはいかない。私は、そういう意味で、EPAとかFTAの交渉というのは、今の日本にとって全体として見れば大変大切なことだという、そういう考えを持っております。

それはそれとして、もともと申し上げようと思っていたのは、経営安定対策についてです。いただいた資料ですと5ページだと思いますが、農水省が進められている経営安定対策、これは大変重要な方向転換で、私も正しい方向だと思っています。担い手に政策を集中するための一つとして、この資料の真ん中あたりにありますが、規模の大規模化を図っていくということがあると思います。規模を拡大するということ、自然な基準として面積を考える。これ当然だと思えます。ただ、我々ヒアリングをほかの機会にさせていただくと、面積といっても細かい耕作地、田畑がいろいろなところに拡散して、それを足し算すると面積が大きくなっているというのでは、これは生産の効率化に実際に寄与するのか疑問です。重要なことは、一つの大きな四角形ができるということであって、足し算すると面積は確かに大きくなっているけれども、実は小耕作地、田畑がいろいろなところに拡散して、間に違った田畑がある。これでは、効率化の実が上がらないのではないかと、そのことが問題だということ、意欲的な農業生産者の方々からお話を伺ったことがあります。

大きな一つの四角形をつくるために何が必要か。逆に何が現在障害かということ、小さな田畑を持っている人がその利用権を本当の意味での大規模生産者に移譲するということなかなか進まない。これがネックになっているわけです。宮田委員もご指摘になったとおり、今後は、農地の所有と経営を分離していく必要がある。そうでなければ大きな四角形、真の大規模化というのは進まないということだと思いますが、そういうことからすると、小さな小規模の農地にしがみついている方々に、それをやめて利用権を移譲していただくことを促進しなければいけない。それには何が必要かということ、小規模のままに自らが所有している耕地にしがみつくと損になる制度をつくり出さなければいけない。農地として利用権を人に移譲する方が有利である制度にしなければならない。

いろいろな制度が考えられるのですが、私がここで提案したいのは、税制です。農業生産者の平均年齢が上がっているということも考えれば、農地にさまざまな固定資産税、あるいは相続税上の優遇措置があるということにかんがみて、農水省も真の担い手と言って

いるわけですから、その真の担い手になり得ない人たち、つまりは、小耕作地に耕作、経営の面で固執している人たちに、そのままでは固定資産税あるいは相続税上有利でないと、むしろ農地目的に真の大規模生産者にその利用権を移譲した方が税制上有利になる。こういう税制を工夫するべきではないかと思います。税の問題ですから、これは大変大きな問題だと思いますが、しかし日本の農業を効率化する、本当に大規模化するというのであれば、はじめにも申し上げたとおり、ただ面積の基準だけで小耕作地がいろいろなところに飛び地しているというままでは実が上がるはずがないわけですから、一つの大きな四角形をつくり出さなければ、偽物の大規模農業ということになってしまいます。その意味でも、利用権を移譲するというを税制面からも促進するということが必要なのではないか。こういう意見です。

上原会長 利用権と所有権の問題につきまして、経営局長からお願いします。

経営局長 利用権と、それから所有権の問題の一番の基本は、北海道を除きますと、都府県の農地の価格が、農業収益に見合った価格になっておらず、所有権の移転で規模拡大をやろうとしても、なかなか採算がとれないということであります。したがって、いろいろな条件はありますけれども、それで利用権を設定し、利用権を集約化することによって規模拡大を図っていくということが基本となっております。

次に、実は今、吉川先生がおっしゃられた話は、単に規模拡大をするだけではなくて、集約をしなくていけない。これは利用権を集めるだけではなくて、それは集中化して、一定の農場単位でばらばらではなく、いわゆる分散作ではなくて、まとめてやらなければならない。この2点だと思います。

その際のインセンティブをどのような形で与えるか。農地の面積集積をどのようにやっていくのか、我々は同じ問題意識を持っております。7ページの担い手の育成・確保の中の平成19年度新規要求の黄色の一番下のところですが、今施策として考えておりますのが、農地の面積集積支援ということで、要は、団地化したまとまりのある形での利用集積に一定の集中支援策を行えないかということです。それで一定の施策を喚起する。ただ、それは、ある意味ではプールのものでありまして、太陽政策といったら怒られますが、一定のメリットが出てくる。そういうことをやるとメリットがありますという施策であります。

では、逆に、そういうことをしなければデメリットになる。こういう施策については、先生がおっしゃった税制の議論もそうですが、実は今回の政策改革、農政改革が、実はこのデメリットの典型であります。要は、まとまった一定規模以上でないと、従来は、市場

価格に一定の助成金がもらえていた生産物の対価というものが市場価格分しかない、助成金の部分がなくなってしまう。まとめなければ、従来のようなコストに見合った収益というのが得られない。ですからまとめてください、担い手にならない方はデメリットという形が今回の施策だといえます。

では、それを一歩進めて、税制上どうするかということでもあります。ちょっと税制上の話になりますと、これ非常に今先生もおっしゃられましたけれども……

経営局長 今回、政策の方の法律で出しました要件は、これはまとめるというところまではいっておりませんが、今回考えております7ページの方の施策について、団地化したまとまりに対して一定のメリットはあるのではないかとということでもあります。

次に、税制の話にちょっと戻らせていただきますけれども、実は固定資産税にいたしましても、保有コストに対しての税制というものについて、用途に応じた差を設けているものについては、農地の場合には、ご承知のとおり2つございます。

1つが、市街化区域内の宅地並課税の議論であります。要は、同じ農地ですけれども、将来宅地化するのだと。したがって、それは農地の課税ではなくて、宅地見込みの価格をやりましょう。要は、いわゆる持っている土地がどのような用途に使われるかで固定資産税は変わってきますから、そういった意味で、宅地化する地域のところは、これはもう宅地並の課税でやっていただきたいという制度でございます。もう一つは、いわゆる遊休地課税という制度で、特別土地保有税ですとか、そういう課税システムがあるわけでありませぬけれども、これはもうある意味では、本来の用途に使われていないということで、一定の上乗せの課税がなされているわけであります。

こういうような体系の中で、今おっしゃられますような小さな農家が保有している土地について、特別の保有コストを税としてかけていけるのかどうか。かなり政策性が強いものでありますし、市町村の基幹税制であります固定資産税にそのようなものを入れていくことについて、基本的な固定資産税のルール上なじむのかどうかということなんです。用途に応じた課税という観点から、そういうようなことができるかどうかということにつきまして、これは単に私どもの政策の手法ではなくて、税制そのものの中で大きな議論になるのではないかと考えています。

吉川委員 担い手と担い手でない生産者を分け、担い手に政策を集中するということは、担い手でない人を認定することと同義である、そういうことを農水省としてされるというふうに私は理解していますが、担い手に施策を集中し真に大規模化を進めるということで

あれば、固定資産税、相続税など税を政策として使うということは考え方としてはあり得ると思います。

経営局長 先生のおっしゃられることは本当によくわかります。ただ、問題は、固定資産税、特に土地に対する固定資産税というのは、農地だけではないわけです。ある意味では住宅地もあれば、それから工業用地、商業用地も全部もあります。その中で政策性の強い方向を、固定資産税にそれだけのものを持っていく、例えば、これは土地税制全般の話ですけれども、防火地域で、防火施策が講じられてないところは、木造住宅密集市街地になっているようなところの住宅については非常に危険だと、生命が危険であるから固定資産税を重くしてしまえというような議論も同じようなレベルであります。したがって、我々も政策論として担い手に持っていかなきゃいけないというのは思っているわけでありまして、その手段として、固定資産税、特に土地に対する固定資産税のような手段が適切かどうかということについては、もう少し吟味をさせていただきたいというふうに思います。

上原会長 それでは、忠委員から先にお願いします。

忠専門委員 日本農業法人協会でございます。よろしくお願いいたします。

まず担い手に施策を集中して展開してくださったことについては、大変ありがたく思っておりますし、その担い手の一つである私ども農業法人は、これを機会にやはり、自覚と責任、地域農業を担うという、そういった意識をある意味では強く持たせていただくというふうに考えているところであります。したがって、今後新たに対象となる担い手を育成する場面においても、ぜひそういった精神といいますか、気持ちを担い手に持っていただけるような、そういう育成指導を行っていただきたいと、まず考えます。

それから、先ほど議論になってございますが、当然要件を満たすために、あるいは経営をさらに拡大安定していくためにということで、農地の集積の問題が出てくるわけでありましてけれども、とりあえずその趣旨を生かすということではなくて、将来的に経営を安定化させるということの経営的視点に立った集積であろうというふうに考えております。

ひとつお願いしたいのは、既に担い手となっている認定農業者、法人も含めてでございますけれども、そういう方々への集積に対しての配慮、これについては、ぜひ注意深く地域の合意を得ながら慎重に進めていただきたいということです。

それから、担い手の一つとして位置づけられました集落営農につきましては、法人を前提とするということがございます。この点につきましては、何年かの期間といいますか、

時間があるわけでありませけれども、ぜひとも段階的にチェックをする、もしくはそれに
応じて指導を強めるというようなことがあればこそ、しっかりとした集団として、組織と
しての形態がなしていけるのではないかというふうに考えております。

そのためには、農業委員会あるいはJAさんもそうでありますし、普及事業も必要でし
ょうし、地域の情勢、関係機関、団体が一緒になりながら、同じ認識のもとに推進をして
いただきたいということを強くお願いしたいというふうに思います。

それから、環境保全向上対策のお話がありました。これは、私ども担い手にとっても、
大変重要なことだと思いますし、地域の住民の方々にもそういった活動に加わっていただ
こう。これは、農業に対する国民理解、国民に対して農業を深く理解していただくという
ことにも関連するわけでありませるので、大変大きな期待を寄せてございます。ただ、しか
し、国の支援額とプラスして、同額を地方で負担していただくということが条件の中にあ
るようでございます。ご案内のように、地方財政も大変厳しいという話を聞いてござい
ます。たしか先ほどご紹介がありました平成18年度における全国約600カ所でのモデル地
区でも、農林水産省ではない、総務省からの財政支援をいただいているというようなお話
も承っておりますので、平成19年度からの推進に当たっても、ぜひそのような別途措置が
講じられれば、さらに効果の高い取り組みが各地でできるのではないかという思いもして
おります。ぜひ、ご努力をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、米改革でございます。

システムが、考え方といいますか、方向が変わっていくということでありませけれども、
地域、市町村における協議会、第三者機関的組織の機能がさらに重要になってくるという
ことでありませし、その構成メンバーとして、政策調整方針作成者すべてを参加させると
いうような方向になってございます。私ども日本農業法人協会も、該当する会員には、こ
れまでもそうですし、引き続き方針作成者になって、地域のそういった話し合いの場にメ
ンバーとして参加して、議論を深めながら、米の生産調整に積極的にかかわっていこうと
いう考えを持って、今後とも関係を強めていくというように考えてございます。ただ、私
自身が、今、村の協議会のメンバーとして、方針作成者としてメンバーに加えていただき
ましたが、正式な協議会が開かれる前の段階、いわゆる事務局レベルと言いますか、ある
いは素案をつくる段階においても、議論に参加をさせていただいております。ここがやは
り大事なのだろうと。決まったことをただ決定する場面だけではなくて、その過程におい
てどう、方針作成者がかかわるのかというところが、そのプロセスが大事なだろうというふ

うに思いますので、運用に当たっては、そういった意味での地域に対するご指導もあってよろしいのではないかと思います。

また、地域の農政事務所、そういったことを含めて、しっかりと機能を果たしていただくということに期待をいたしておりますし、どうかそういった国からの指示といいますか、ご指導をお願いできればというふうに考えております。

上原会長 どうもありがとうございました。

時間も迫っておりますので、なるべく簡単に要領よくご発言をお願いしたいと思います。それでは、米倉委員。

米倉委員 私はこの審議会に、日本経団連の代表と住友化学の社長という2つの立場で参加させていただいております。そして、経団連におきましては、この5月に新設されました経済連携推進委員会の委員長を仰せつかっております。

経団連では、自由貿易体制の維持強化が我が国の今後の経済成長のために重要であるとの考えの下、WTOの支援体制の強化、及び、我が国のFTA、EPAを促進するという意味から、横断的、包括的な組織として経済連携推進委員会を立ち上げました。中国や韓国等が、FTA、EPAの交渉を素早く行っているのに比べ、我が国の交渉はなかなかスピードが出ない。それでは具合が悪いので、我が国にとって戦略的に重要であると思われる東南アジア諸国や天然資源保有国・地域等との経済連携を、促進していこうということであります。

先ほどお話をされました宮田委員とは、日頃から親しくさせていただいておりますことから、おっしゃったことはよくわかります。しかしながら、過日オーストラリア大使とお話する機会があり、オーストラリア側が我が国との経済連携協定の締結について、非常に熱意を持っておられることが理解できました。私は、経団連で農政問題の担当でもございますので、現在進められている農政改革を絶対に遅らせるようなことになってはいけません。そのための手立てとして、何かステージングのようなことがあり得るのではないかとお尋ねしましたところ、オーストラリアとアメリカのEPAでは、かなり長期に及ぶステージングの条項も組み入れられていると、大使からご説明いただきました。農水省さんの方でも、どうかその辺を十分に検討していただきたいと思います。

もう一つの立場であります、住友化学の社長として、農薬のことについても一言触れさせていただきたいと思います。先ほどからもお話に出ておりますように、農薬の使用量を50%減らす農家に対して特別な支援を行うことは、安全・安心な食料の供給を確保すると

いう観点からは重要なことだと思えます。しかしながら、その過程で、農薬が非常に悪い物であるとか危険な物であるという印象を与えかねないような表現は、いささか困るなど思っております。新しい農薬をつくり出す時には、弊社では毒性試験を徹底的にやりますし、また農水省さんの方でも極めて厳しい審査を行っておられます。ですから、使用方法をきちんと守っていただければ、安全でしかも生産性が上がるというものでございます。こうしたことにつきまして、関係の方々の十分なご配慮をいただければ有り難く存じます。

上原会長 総括審議官、お願いします。

総括審議官（国際） ただいまのオーストラリアとのE P Aの関係、先ほど宮田会長からもお話が出ましたので、ただいまの状況、あるいは私どもから見た豪州とのE P Aの問題点等について若干ご説明したいと思います。

豪州とのE P Aにつきましては、平成17年11月から共同研究という形で研究が行われていまして、その開催に当たりまして、小泉首相とハワード首相との間で、農業問題に難しい問題であると。そういうことも含めて、E P Aのメリット、デメリットを分析していこうではないかと。その結果を見てE P Aを結ぶのかどうか、その交渉を立ち上げるのかどうかを考えていこうではないかという話で始まっています。来年の4月までということでございますけれども、年末ぐらいいまでに早められないかというような議論が出てきているところでございます。

豪州の関係でございますけれども、我が国に対する農林水産物の輸出と言いますか、我が国に入ってきているウエートからいたしますと、米国、中国に続きまして3番目ということでございます。貿易全体の構造を見ますと、28%程度が農林水産物でございます、そのほかのものは、石炭とか液化天然ガスとか鉄鉱石とかアルミニウムとか、こうしたものは鉱工業の原材料ということで、既に関税は0%になっておりまして、豪州として、E P Aを結びたいということのターゲットと申しますか、目的というのは、農産物の関税を下げることだというふうに私どもは見ているところでございます。

ただ、その内容でございますけれども、中身的に、牛肉とか、あるいは砂糖とかナチュラルチーズとかお米とか豚肉とか、大変国内生産との調整が難しいものが大変多うございます。したがって、釈迦に説法になりますけれども、E P Aというのは関税を下げるということではなくて、関税を撤廃するということございまして、関税をゼロにすることでございますので、なかなかW T O交渉と違う厳しい局面がございます。先ほど、

豪米のE P Aの話がありましたけれども、対象外にしておりますのは、アメリカで大変政治性の強い砂糖についてでございます。そのほかのものについては基本的に対象にすると。

それとステージングの話がございましたけれども、基本的にステージングというのは、例えば5年とか10年猶予するけれども、関税はゼロにするというような考え方でございまして、これもなかなか厳しい条件かというふうに思っております。

それで、豪州とのE P Aの場合、大きく分けて3つの問題点、課題がございまして、1つは、当然ながら、北海道に限らず多くの農業主体に対する国内への影響等、それから輸入競争、B S Eの関係で現在はほとんど入ってきておりませんが、今日から入り始めましたけれども、牛肉における米国との関係、あるいは小麦におけるカナダとか米国との関係、乳製品でいえばE Uとかニュージーランドとの関係、それから、砂糖で言いますとタイが競争の輸出国になってございます。その一つの国について、0%にするということになりますと、大きく貿易環境が変わりまして、そうしたほかの輸出国にも大変大きな影響がございまして。

それからさらに大きな問題としては、日本もそうですけれども、途上国に対する影響問題が出てまいりまして、そういう国の細々と言いますか、日本に輸出しているものがかなりはじきとばされるような現象が起きてまいります。さらに、E P Aの関係で言えば、先ほど宮田会長からお話ありましたように、いろいろ協力等もして、円満に進んできております。少し遅いというご批判はございましたけれども、A S E A N地域につきましては、タイのようにかねてより政治的な問題があるところもございしますが、フィリピンとかインドネシアにつきましても、相当程度の話は集まってきているところでございます。引き続きベトナムとかそのほかの国々についても、農水省としては積極的に進めていこうと思っておりますが、農産物の輸出国として大き過ぎるところと申しますか、そういうところについては国内、それから輸出国、それから開発途上国、そういうところへの影響をよく分析して、実際に相手にどれだけの利益があるのか、着地点があるのか、よくよく慎重に吟味しながら進めていく必要があるというふうに思っているところでございます。

上原会長 どうもありがとうございました。

米倉委員。簡単をお願いします。

米倉委員 今、中国とオーストラリアがF T Aの交渉をやっておりまして、これは早く進むのではないかと思います。そうしますと、オーストラリアから天然資源や食料が、あたかもバキュームで吸い上げられるように中国に渡ってしまう公算が大きい。将来の我

が国の食料安全保障ということをもっと真剣に考えていかなければならないと思います。

東アジア共同体については、今、ようやく我が国がリーダーシップをとって実現に向けて進もうとしておりますが、それがASEAN+3なのか、3+3の形をとるのか、まだはっきりしないとは言え、オーストラリアと協調関係を維持しておくことは大切です。オーストラリア側がEPAに情熱を持っておられる時に、我が国もきちんと対応していかなければいけないと考えます。

上原会長 どうもありがとうございました。

時間が迫ってきておりますが、どうしても発言したいという方がありましたらお願いいたします。

それでは、吉川委員にお願いいたします。

それからもう一つですけれども、今日ご発言できなかった方は、文書あるいは電話等で、事務局の方にお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉川専門委員 2点あります。時間がありませんので簡単に言わせていただきますけれども、輸出の方をしている中で、先ほどから、表示云々もありましたけれども、生産情報公表JASというすばらしい認証が農水省の方から出ております。今現在、輸出をしている中で、トレースを含めて、すばらしいJASの認証を付けることによって、日本のブランドというものがさらに高くなっていく。そういう意味で、JASの認証そのものをもう少し告知して、世界に冠たるJAS認証であるということのアピールをお願いしたいと思います。

もう一つが、経営安定ということですばらしい事業が国の事業で出ておりますけれども、所得向上、そして規模拡大、高額納税、こういったものを私たち農業法人がするために、国の事業があるのですけれども、実施要件で事業実施団体になれないというのがあります。それはなぜかということ、事業実施団体になるためには、あくまでも団体、あるいは3戸以上の農業者が組織する法人とか、そういう制約があるものですから、どんなにビジネスプランを持って規模拡大をして、つくった品物を輸出まで含めて活路事業をやりたいと思ってもできない。ですから要件の緩和、一法人でも、事業プランをきちっとしてやれば、ソフトもハードも事業実施団体になれる、事業実施者になれるということをお願いしたいと思います。

なぜそういうことを言うのかということ、通産省にしろ、輸出に関しては、10分の10の全額の補助事業で3,000万円というものも出ております。しかし、農水省では、輸出に対し

ては、ブランド日本ということで2分の1の補助事業ということで、商工においても、一法人に対しては3分の2のソフト事業とか、そういったものは多々出ておりますけれども、農水省に対しては、残念ながら事業内容はすばらしい事業が出ているのだけれども、それをしようとすると、要件のところクリアできないというのがありますので、ビジネスプランを持って、後継者もいるような、やりがいのある人に対しては門を開けてほしいと思います。

以上でございます。

上原会長 では、平社委員。

よろしくお願いします。

平社専門委員 簡単にいたします。

資料7ページの制度資金の充実・強化というところですが、いろいろな制度資金、活動資金が使われている中で、今実際に農業で行われている資金には、非常に目新しいものが出てきております。何々ファイナンスとか、今までの不動産担保融資とは違い、牛の耳票番号だけで貸す等の資金が農業に流れてきております。農水省はどの程度把握しているのでしょうか。私どもから見ますと、こうした資金はハゲタカファンドのような気がして仕方ありません。後ろで食品産業による農家の困り込みのような影がチラチラしているようにも見えます。こうした事情をぜひ早めに掌握していただければと思います。

それから、アメリカ産牛肉がようやく輸入されるようになりました。私自身も牛を飼っておりますが、アメリカから来たり、オーストラリアから来たりすることは、私も国際派として、非常に好ましく思っております。その前提として、食品だけではなくて食材料についてもぜひ表示をきちっとしていただきたい。そして、日本の消費者が迷わないような形で、これはどこの肉なのか、どこの食材なのか、これを目立った形で示していただけるような対策を、ぜひ強化していただきたいと思います。

さらにもう一つ、16ページにバイオマスの話が載っておりますが、私も、食品産業の残渣、給食センターの残渣、家庭ごみの残渣、そういったものを利用してNPOで10年堆肥をつくってまいりました。そのときに、どうしてもぶつかったのは廃掃法の関係です。私たちは、ごみを処理しているという考えは全くありません。物を循環させている、地域内で循環をしていくのだという、そういう意識で取り組んでまいりました。けれども、廃掃法との関係がどうしても発生して、廃掃法の収集運搬業の免許や許可を取らされたという苦い経験を持っております。食品リサイクル法の中に再生利用事業計画といったものを使

えば廃掃法の適用除外もある。たしかこういう形で法律ができていたと思います。しかし、現実問題として、青果市場のくず野菜を売ってもらったり、最近カット野菜なども出てまいりましたが、大量に出るカットくずを利用しようとしても、免許がなければ堆肥の中に入れることすらできない。これが現状です。

どうしても農水省と厚生労働省（現在は廃掃法の所管省庁は環境省）の力関係と言いますか、法律と法律の力負けを、現場では強く感じます。もう少し農水省も頑張っていたきたい。私はごみを扱っているつもりは毛頭ありません。貴重な資源物を循環して使っているという、そういう考え一つでやっております。10年間も地元の生協の方々をはじめ、いろいろな方々のボランティアでこれをやってきております。こういう地域の熱意と情熱が認められない、取り上げていただけない、ということになります問題です。こうしたことを声を大きくしてお願いしたいと思います。

以上です。

上原会長 ありがとうございます。

平野委員。

平野委員 すみません。時間のない中、発言の機会を与えていただきありがとうございます。

3点あります。てきぱき申し上げたいと思います。

農地と環境についてが1点目です。大自然を含めて、自然のすばらしさについてはいろいろありますけれども、人がこの町で生きていけるという証を一目瞭然で見せてくれる農地の風景こそ人の心に安らぎや安心感を与えるものだと思います。そして、人と自然が向き合って、歩み寄り、互いの魂がぶつかり合った農業の場から、さまざまな文化が生まれています。その文化のルーツとも言える農業や農地の環境を守ることは、日本文化の理解への大きな説得力になり、次代を担う子供たちへの継承ですとか、海外への日本のアピールにもつながるはずだと思いますので、とても大切だと、常々に思っております。

最近、プロ農家のほかに、農村風景を守りたい、村を美しく保ちたい、そのための貢献をしたいという一般の人たちが現れています。その方たちのボランティア精神を求めるだけでなく、その貢献に時間を使った分の対価を払うということは、ボランティアの継続を支える大きな力になると思いますので、さらにきめ細かく支払い方法を考えていただければと思います。

2点目は、自給率の向上についてです。私は、とてもこのことを大切だと強く感じてい

る者の一人です。カロリーベースで40%、実質的にはもっと低い。一般の人でも確かな理由を持って不安に思っているという人が50%近くいることが、世論調査や農林水産省のアンケートの結果に出ています。日本という一つの島国の城が、人為的な面、または災害面で、事実上あたかも兵糧攻めのような状態にいつなってしまうかもわからない、という危機感を、より多くの人にもっと強く持っていただくために何をどう伝えていくか、考えなければなりません。この危機意識は調査をすればはっきりと表れますけれども、日ごろから、豊富な食べ物に囲まれている環境の中で、その意識が中断しないように、国がしっかりと目配りをして取り組みを一層強化していただきたいと思います。

先ほど横川委員が正しい情報を発信する必要があるとおっしゃっていましたが、いろいろな意味で、民間人を含めて食料や農業、農村に関する正しい情報発信チームのようなものをつくって見たらどうかと思います。いかがでしょうか。また、地産地消については、あの土地のあの食べ物を食べたいからわざわざ食べに行く、また、あの農業体験をしたいから、わざわざ出かけるという人をターゲットとした観光ルートやツアーをぜひ考えていただきたいと思います。

3点目、これはかなり短く申し上げます。国際協力の中で、途上国の援助についてですけれども、例えば、小国の集まりで途上国であるアフリカ、これは大きな大陸ではありません。ここの第一次産業をてこ入れして、活発にすることによって、どのような効果が期待できるか。ひいては、日本にどのようなメリットが返ってくるのか、そのためにどのような援助をするのかを教えてくださいたいと思います。

教えてくださいと言いましたが、もう時間がないようですので、何かの機会にお示しくださいませ。

以上です。

上原会長 どうもありがとうございました。

私の司会が下手で、長くなりました。10分間経過しておりますので、これで閉会にしたいと思います。

今後の予定につきましては、後ほど事務局からお知らせがいくと思います。よろしくお願いいたします。

今日は皆さんご苦労さまです。ありがとうございました。

午後 5時08分 閉会